

平成29年(ラク)第592号

特別抗告提起事件

抗告人 示現舎合同会社

相手方 組坂繁之 外4名

特別抗告理由書

平成29年8月16日

最高裁判所 御中

抗 告 人 示 現 舎 合 同 会 社
上記代表者代表社員 宮 部 龍 彦

第1 相手方らが「同和地区出身者」と見なして判断がされたことは憲法14条1項に違反すること

原決定は、相手方らが「同和地区出身者」であるという前提のもとに判断がされたものである。

この点につき、原決定は「個人債権者らが同和地区出身者であるとの主張は、同和地区といわれる一定の地区の出身者であることを意味するものにすぎず、法律上その他の何らかの身分が存在することを意味するものではない」(第一審裁判所決定16頁)として正当化する。

しかし、「同和地区出身者」との用語は相手方らが出版禁止等仮処分申立書等で使用した「被差別部落出身者」の言い換えであり、いわゆる「部落民」と同等の意味で一般に認知されている言葉である。そもそも「出身者」という言葉は単に地区と結びつくものではなく、血筋などと相まって認識されるものである。例えば両親が仕事の都合上移転を繰り返していたような場合、物理的な出生地ではなく、両

親のルーツが出身地であると本人や周囲に認識されることはごく普通にあり得ることである。

また、既に失効した同和対策事業の関連法規は、あくまで地域対策を規定したものであって、「同和地区出身者」なる概念は、完全に法律の枠外にあるものである。「同和地区出身者」は穢多非人等の近世の被差別身分の血筋と関係するものと認知されてきた概念であって、本来は存在してはならないものである。

仮に「同和地区出身者」が「一定の地区の出身者であることを意味するものにすぎない」というのであれば、なおのこと本件出版禁止仮処分のような激烈な対応を裁判所が行う必要はないはずである。

従って、「同和地区出身者」が身分にあたらぬとの原決定の判断は憲法の解釈を誤っており、「同和地区出身者」が憲法14条1項にある「社会的身分又は門地」に該当するものであることは明らかである。そして、相手方を「同和地区出身者」と見なし、そのことを前提に法律上の判断を行った原決定は法の下での平等に反しており、憲法第14条1項に違反している。

原決定は「不当に差別されずに生活する法的利益」(第二審裁判所決定3頁)を述べておきながら、裁判所が法律上の判断をするにあたって当事者を「同和地区出身者」とみなして色眼鏡で見ることは、自己矛盾である。また、歴史上のごく一時期の政治的背景を理由に、「同和地区出身者」は差別されるものだといった事柄を司法が前例踏襲し続けるのなら、いつまでも部落差別は解消されないであろう。

第2 実質的に政治的な理由で行われた出版差し止めは憲法21条1項に違反すること

原決定は「裁判所が人格権に基づく本件出版予定物の出版等の事前差し止めを

認めることは、憲法21条1項に違反するものではない」(第一審裁判所決定17頁)とするが、原決定は本件出版予定物のどの記述が、どの相手方の人格に関係するのか明らかにしていない。

一方、原決定が「我が国における同和問題への取り組みについて」として挙げる要件事実(第一審裁判所決定9ないし12頁)は、本件の当事者とは直接関係がないばかりか、人格権とも何の関係もない、歴史的・政治的な事柄に過ぎない。

また「不当に差別されずに生活する法的利益」(第二審裁判所決定3頁)を述べるが、この点についても本件出版予定物のどの記述が誰を不当に差別することになるのか、明らかにされていない。仮に「同和地区出身者」なるものを特定することが「不当に差別されずに生活する法的利益」の侵害になるのであれば、本件出版予定物にそのような記述はなく、むしろ相手方こそが「被差別部落出身者」を主張し、特別な扱いを求めている。そして、本件裁判こそが法律上の判断をするにあたって特定の個人が「同和地区出身者」であると認定し、不当な差別を行ったものである。

本件出版差し止めは、人格権侵害を言いながら、実質的には政治的背景を理由になされたものであって、まさに憲法21条1項が禁じていることである。

従って、原決定は憲法21条1項に違反している。

第3 学問の価値を恣意的に判断した原決定は憲法23条に違反すること

原決定は、部落ないし同和地区の地名が列挙された書籍等が存在することを認めつつ、様々な条件をつけてそれらの存在を正当化しながら、本件出版予定物の出版等が許容されるべきことを裏付けるものではないとする(第一審裁判所決定17ないし18頁)。

例えば他の書籍等について「同和問題の歴史等にかかる調査・研究資料等で

ある」と正当化するが、本件出版予定物の原典である全国部落調査はまさに政府の外郭団体が作成した同和問題の調査・研究資料であるし、80年前に作成されたものであるから、既に歴史的資料の類である。また、「網羅的、一覽的」であるかどうか、「特定の都道府県ないしその一部」であるかどうかというのは、まさに五十歩百歩の議論である。

そもそも、原決定が「人格権侵害」を言う理由は、誰かの住所が部落の地名に該当するかどうかを調査できることが問題という趣旨であると考えられるが、そうであれば書籍等が作成された目的が行政資料であろうと研究資料であるとは関係ないことであるし、都道府県や市区町村単位で分散して出版されていても関係ないはずである。

また、現在の住所が表記されていることを問題視するが、地名の変更履歴は秘密にするような性質のものではなく、歴史的事実として多くの人の興味の対象であるから公知のものであり、住居表示の変更履歴は行政文書として公開の扱いをされている(大阪高等裁判所平成20年(行コ)第128号平成20年12月18日大阪高等裁判所判決 最高裁判所ウェブサイト裁判例情報参照)。

例えば、ある住所が部落の地名に該当するかどうか調べたければ、地名辞典等を手がかりとして、(旧)市区町村等の郷土史、部落解放運動関連書籍等を図書館等で探せば、まさに原決定が正当化しているような出版物が見つかるのである。

また、原決定は全国部落調査が研究資料などで引用されていることを認めており、そのことから全国部落調査に学術的価値があることは明らかであり、原決定はそのことを否定していない。

原決定は本件出版予定物の目的が学術研究であることを否定しておらず、また、部落差別を目的としたものだとも述べておらず、前述の通り本件の当事者とは直接関係がない歴史的・政治的背景を挙げて差別目的に使われると言うのみで

ある。しかし、原決定が認めたとおり、全国部落調査が多くの文献から引用され、部落差別解消のための調査、研究のために使われてきたことも事実であり、その復刻版たる本件出版予定物が、ことさら差別のために利用されるものではないことは明らかである。

結局、原決定は他の同様の書籍の存在を正当化しながら、本件出版予定物の出版が否定される理由を説明できていない。仮に、他の同様の書籍は学術的価値があり、本件出版予定物に学術的価値がないというのであれば、学問の価値について裁判所が恣意的に判断し、学問の自由を侵害するものである。

附属書類

特別抗告理由書副本 11通